



令和 6 年 1 2 月 2 0 日

国土交通省関東地方整備局

首都国道事務所

東日本高速道路株式会社関東支社

千葉工事事務所

北千葉道路の事業進捗についてのお知らせ

～令和 6 年 1 2 月 2 0 日に都市計画事業承認・認可の告示がされました～

令和 6 年 1 2 月 2 0 日に市川都市計画道路事業 1・3・3 号北千葉道路 1 号線、市川都市計画道路事業 1・2・2 号高速外かく環状線他 4 路線について、都市計画事業の承認・認可が告示されましたのでお知らせします。

北千葉道路は、沿線地域の慢性的な交通混雑緩和や交通事故の削減、地域振興を支援する規格の高い道路ネットワークの強化を目的とした、千葉縣市川市堀之内から千葉縣市川市大町までの延長 3.5 km の道路事業です。

本事業により、交通転換による国道 464 号の渋滞緩和および安全性向上、また、首都圏方面へのアクセス性向上による企業誘致促進等の地域産業支援に寄与することが期待されます。

本事業は、令和 3 年度より事業に着手し、事業を進めており、このたび、令和 6 年 1 2 月 2 0 日に千葉縣市川市堀之内～千葉縣市川市大町の約 3.2 km について、都市計画事業承認・認可の告示がされましたので、お知らせします。

今後、地権者等の方々に都市計画法第 66 条に基づく、事業の概要等に関する説明会を開催し、用地買収に着手していきます。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 市川市政記者クラブ 松戸記者クラブ

<問い合わせ先>

(北千葉道路に関すること)

国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所

電話：047-362-4111 (代表) メールアドレス：ktr-syuto-koho@mlit.go.jp

副所長 小田桐 (おだぎり) (内線：205) 事業対策官 常陸 (ひたち) (内線：208)

(高速外かく環状線に関すること)

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所

電話：043-350-3321 (代表)

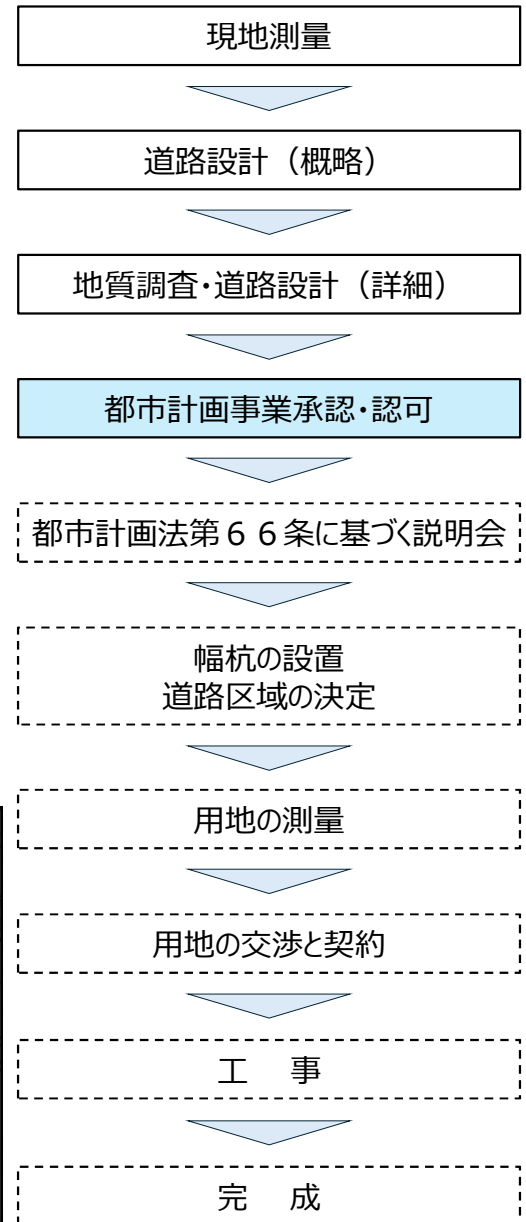
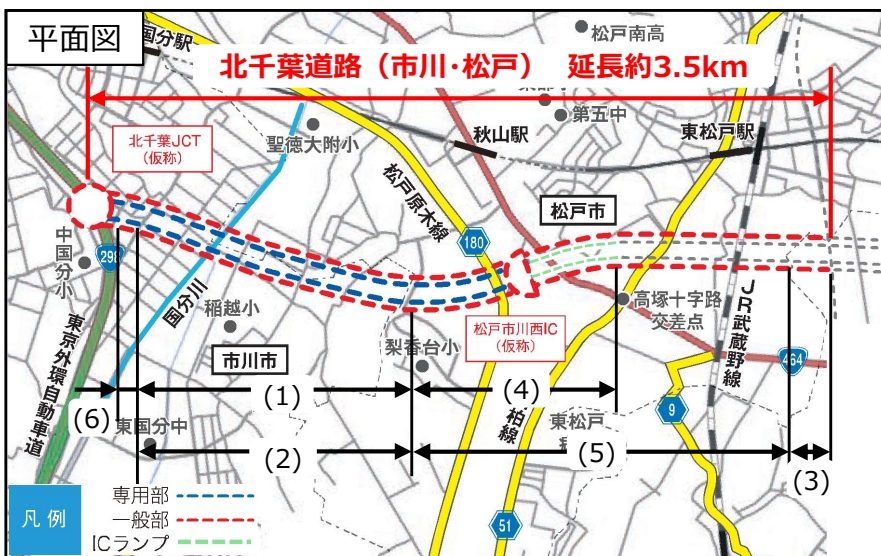
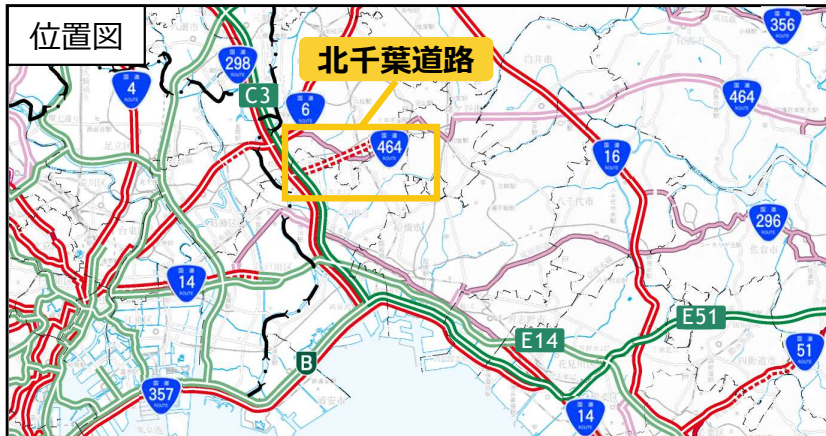
副所長 今藤 (こんどう) 工務課長 倉橋 (くらはし)

事業の流れと現在の進捗状況

北千葉道路延長 3.5 kmについては、令和 3 年度より事業着手し、事業を進めております。

今回、令和 6 年 1 2 月 2 0 日に千葉縣市川市堀之内～千葉縣市川市大町の約 3.2 kmにおいて都市計画事業の承認・認可が告示されました。

今後、地権者等の方々に都市計画法第 6 6 条に基づく、事業の概要等に関する説明会を開催し、用地買収に着手してまいります。



都市計画事業の種類及び名称	区間	延長
(1) 市川都市計画道路事業 1・3・3号 北千葉道路1号線	起点：市川市稲越一丁目 終点：市川市堀之内一丁目	1,210m
(2) 市川都市計画道路事業 3・1・4号 稲越国府台線	起点：市川市稲越一丁目 終点：市川市堀之内一丁目	1,210m
(3) 市川都市計画道路事業 3・1・5号 大町線	起点：市川市大町 終点：市川市大町	200m
(4) 松戸都市計画道路事業 1・3・2号 北千葉道路1号線	起点：松戸市高塚新田字内野 終点：松戸市高塚新田字八幡腰	840m
(5) 松戸都市計画道路事業 3・1・3号 高塚新田線	起点：松戸市紙敷字葉芝台 終点：松戸市高塚新田字八幡腰	1,740m
(6) 市川都市計画道路事業 1・2・2号 高速外かく環状線	起点：市川市堀之内一丁目 終点：市川市堀之内一丁目	80m

都市計画事業承認・認可とは

- 都市計画事業承認・認可とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑かつ着実な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣または都道府県知事からの承認・認可を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社が事業を施行することの承認・認可をこのたび受けたものです。
- 都市計画事業承認・認可の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく法的効果が生じます。

1. 建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合には、各事業地の市長の許可が必要となります。

2. 土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

施行者公告以降（公告日の翌日から起算して10日を経過した後）は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があり、届出後30日以内は売買が行えない等の制限があります。

3. 土地の買取請求（都市計画法第68条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者が協議をして定めることとされています。

ただし、その土地に他人の権利が設定されている場合やその土地に建物や工作物、立木がある時は請求することができませんのでご注意ください。

※詳しくは、首都国道事務所ホームページをご確認ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/syuto00445.html>